

防衛省訓令第2号

元自衛官の再任用に関する訓令の一部を改正する訓令
を次のように定める。

平成29年1月24日

防衛大臣 稲田 朋美

元自衛官の再任用に関する訓令の一部を改正する
訓令

元自衛官の再任用に関する訓令（昭和36年防衛庁訓
令第59号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の階級につき」を「に掲げる階級の区分に
応じ、」に、「右欄の」を「同表の右欄に掲げる」に、
「行なう」を「行う」に改め、同条の表を次のように改
める。

陸士長、海士長及び空 士長以下	34歳未満
3曹陸曹、3等海曹及 び3等空曹並びに2曹 陸曹、2等海曹及び2 等空曹	48歳未満

1 曹陸曹、1 等海曹及 び 1 等空曹以上	4 9 歳未満
---------------------------	---------

附 則

この訓令は、平成 2 9 年 1 月 2 4 日から施行する。